

## 5 部落差別（同和問題）

### 国の動き

部落差別は歴史的社会的に形成されてきた身分差別により、日本国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の中でさまざまな差別を受けるなど、重大な人権問題です。昭和 40(1965)年に出された「同和对策審議会答申」<sup>※16</sup>を受け、昭和 44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」<sup>※17</sup>の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置をとり、平成 14(2002)年 3 月まで総合的な対策として、同和对策事業や地域改善対策事業に取り組んできました。しかし、現在もなお部落差別が存在しているとの認識から「部落差別の解消の推進に関する法律」<sup>※18</sup>（以下「部落差別解消推進法」という。）が平成 28(2016)年 12 月に施行されました。

平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて、部落差別解消推進法に基づき国による「地方公共団体が把握する部落差別の実態に関する調査」が実施されました。当該調査では、部落差別に関する相談等の件数について、全体としては顕著な増減の傾向は認められないもののインターネット上の差別事案の割合が増加傾向にあることや結婚・交際・雇用に関する案件も一定数存在することなどが明らかになっています。（法務省：部落差別の実態に係る調査結果報告書）

また、インターネット上の差別的な情報の拡散が問題となっていることから、プロバイダ責任制限法<sup>※19</sup>が平成 14(2002)年に施行され、平成 30(2018)年 12 月 27 日には法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、学術・研究などの正当な目的による場合を除き、特定の地域が同和地区であると指摘する情報を公にすることは、人権擁護上許容し得ないものであるという考え方が示されています。

### 市のこれまでの取組と課題

本市における同和对策は、国に先駆けて一般施策として昭和 23(1948)年から始められ、保育所や隣保館（現・地域総合センター）などを建設し、同和对策を推進していく基礎資料を作成するために昭和 39(1964)年、昭和 41(1966)年、昭和 49(1974)年に実態調査を実施し、その後も意識調査等を実施してきました。

また、昭和 45(1970)年の本市地区改善対策審議会（後の同和对策審議会）答申をはじめ、数次にわたる答申、国の関係法令に基づき、生活環境改善対策や福祉保健対策、教育対策、市民啓発など、生活のあらゆる領域にわたる同和对策を実施してきた結果、一定程度生活環境の改善や生活の向上が進みました。

<sup>※16</sup> 同和对策審議会答申：昭和 35(1960)年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し昭和 40(1965)年に提出された答申であり、その前文には「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記されている。

<sup>※17</sup> 同和对策事業特別措置法：同和问题解決のために国及び地方公共団体の責務を定めた初めての法律で、昭和 44(1969)年に公布・施行された。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上を阻む諸要因を解消することが目的。同法は 10 年の時限立法であったが 3 年間の延長ののち昭和 57(1982)年 3 月に失効。その後、「地域改善対策特別措置法」が制定され、昭和 62(1987)年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に引き継がれ、期間延長を経て平成 14(2002)年 3 月まで最終的に延長された。

<sup>※18</sup> 部落差別解消推進法：部落差別の解消を推進するために平成 28(2016)年に公布・施行された、初めて「部落差別」の名称を冠した法律。現在でも部落差別が存在すること、部落差別が許されないものであることを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下であることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務や部落差別に関する相談体制の充実等を定めた恒久的な法律。

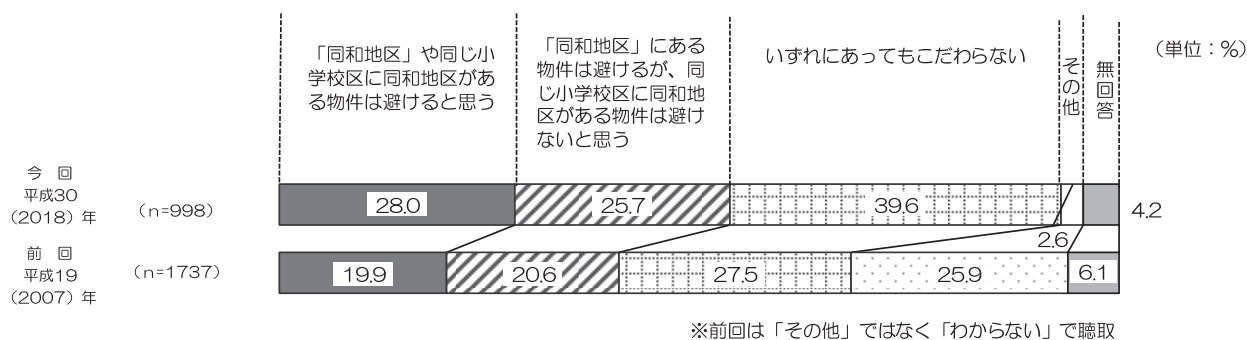
<sup>※19</sup> プロバイダ責任制限法：正式名称「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて定めた法律。

しかしながら、一部では依然として偏見や忌避意識が根強く存在し、部落差別の完全な解消には至っておらず、土地差別やインターネット、SNSの悪用などによる差別事象が後を絶ちません。

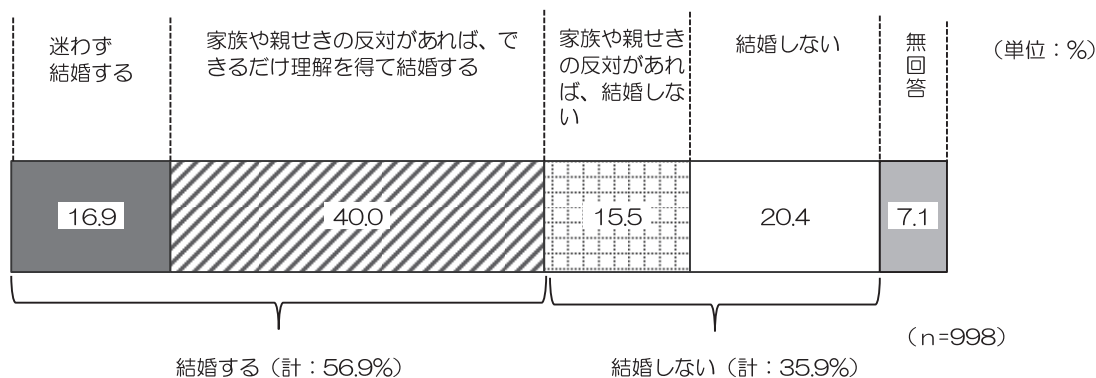
そのことを裏付けるように意識調査<sup>※20</sup>では、特に「結婚」や「インターネット上の差別的な情報の拡散」、「就職」において部落差別があると答える割合が高くなっています。

また、住宅を選ぶ際に同和地区内や同和地区を含む小学校区にある物件を避けるか、という質問については53.7%が同和地区に関連する物件を避けると回答し、結婚しようとする相手が部落出身者であった場合どうするか、という質問については35.9%が「結婚しない」（家族等の反対がある場合は結婚しない、と回答した割合を含む。）と答えています。このことから、未だ根強く差別意識が残っている現状が伺えます。

### 住宅を選ぶ際に同和地区内や同和地区を含む小学校区にある物件を避けるか（意識調査）



### 結婚しようとする相手が部落出身者であった場合どうするか（意識調査）



本市においては、平成22(2010)年から、インターネット上の差別書き込みを監視し、プロバイダ等への削除要請を行うインターネット差別書き込みモニタリング事業を実施していますが、今もなお、インターネット上で部落の所在地を掲載するなどの差別の助長・誘発に繋がる悪質な書き込みが後を絶たないことから、差別解消に向けた取組が引き続き必要です。

※20 意識調査：平成30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載

## 今後の方向性

- ・地域総合センターなど市が実施する人権相談において適切な支援につなげるとともに、法務局や人権擁護委員協議会など関係団体等とも連携を密にし、人権相談機能の充実を図ります。また、相談等を通じて実態把握を行います。
- ・根強く残る偏見や差別意識の背景には、同和問題に関する正しい知識がないことがあり、同和問題を正しく理解し、自分自身の問題としてとらえることが大切です。このため、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に基づき、学校、地域、各種団体、事業者などあらゆる場においてさまざまな年齢層に対する人権教育・啓発に取り組みます。
- ・部落差別解消推進法成立の要因の1つになったインターネット上における部落の地名の書き込みについては引き続きモニタリングを実施し削除要請を行うとともに、モニタリングによる抑止効果をさらに高めるために自治体間の連携を進めます。また、インターネット上の誤った情報に影響され、行動することがないように教育・啓発に取り組みます。
- ・部落差別解消推進法第6条に基づき国が実施する部落差別の実態に係る調査については今後も国に協力し取組を行います。
- ・同和問題の解決を著しく阻害する「えせ同和行為」<sup>※21</sup>による被害が依然として見られることから、そうした行為に応じないよう、情報の発信や啓発を行うとともに、根絶に向けた法整備についても国に求めていきます。

---

※21 えせ同和行為：同和問題を口実にして企業や官公署などに違法なことを要求する行為を指し、同和問題の解決を阻む大きな原因となる行為。（法務省：平成30(2018)年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査）



## 「被差別体験が教える「部落差別解消推進法」具体化の重要性」

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員：友永健三

### 被差別体験の聞き取り

筆者は、2018（平成30）年11月27～29日、岡山市で開催された 部落解放研究第52回全国集会の第2分科会に参加しましたが、ここで学んだことを紹介したいと思います。

分科会のテーマは「部落解放行政・人権行政の課題」で、第二報告として部落解放同盟鳥取県連合会の坂根政代書記長から、2017年度に県連として実施した「被差別体験聞き取り調査」の結果が報告されました。それによると、2000年以降145件の差別事件の聞き取りをしたこと、その内訳は、地域社会58、結婚35、職場等18、教育17、インターネット5、土地・問い合わせ5、公的職員等5、その他2であったとのことでした。このなかでも、以下に紹介する2つの事例は、深刻な部落差別の実態を物語るものです。

### 結婚差別の事例

交際中に地区出身であることを彼女に伝え、結婚前提に交際。子どもができ、結婚を申し込んだが、彼女の父が無理やり彼女を産婦人科に連れて行き、子どもを亡きものにした。

父親が職場に墮胎証明書の父親欄に印を押せと言ってきたが「なぜ、自分の子を殺す印を押せるのか」と拒否。彼女とは縁がなかったと諦められるが、なぜ、勝手に自分の子どもをおろさせたのか、くやしくて……。自分と同じ思いを地区の子にさせたくないと言き明かした。

（部落出身の男性、2012年の事例）

### 電話での身元調べの事例

職場に、息子と付き合っている女性の出身地が同和地区であるかどうかについての問い合わせの電話が県外の方からありました。なぜ、そのようなことを調べる必要があるのか尋ねると、「インターネットで見ると、同和地区とされた地域と相手の娘さんの出身地が同じなので、このまま2人の結婚を認めていいのかわからない不安になって調べている」とのこと。その内容には、お答えかねます。身元や出身を調べて息子さんの相手の女性の結婚に反対することは、差別につながります。もっと相手の女性の人間性で評価してあげることはできませんかと伝えると、「それはわかっているんですが……」と言って、しばらく沈黙した後、電話を切ってしまいました。（60代の部落出身の男性、2010年の事例）

### 「部落差別解消推進法」の具体化を

部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）が2016（平成28）年12月16日に公布・施行されて4年が経過しました。この法律では、「現在もなお部落差別が存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを指摘したうえで、「部落差別のない社会を実現する」ために、国と自治体に①的確な相談体制の充実、②教育・啓発の推進、③実態調査の実施を求めています。

上記に紹介した2つの被差別体験の事例は、なぜ、「部落差別解消推進法」が制定されたのか、部落差別の解消を推進するために何が求められているのかを、私たちに教えてくれているのではないのでしょうか？



## 6 外国籍住民

### 国の動き

国は、「国際人権規約」（昭和 54(1979)年締結）や国際人権諸条約の締結国となり、人権尊重の機運が高まるなかで、社会保障制度における国籍条項の撤廃などの取組を行ってきました。

平成 28(2016)年には、ヘイトスピーチ（特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な言動）が社会的問題となっていることから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法<sup>※22</sup>）」が制定され、同法において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないと宣言されています。

一方で、全国的な少子高齢化が続く状況の中、平成 31(2019)年 4 月には、外国人労働者受け入れ拡大を目的とした「改正出入国管理及び難民認定法」が施行され、新たな在留資格（特定技能）が設けられたことから、今後益々外国籍住民の増加が見込まれます。

### 市のこれまでの取組と課題

本市においては、約 11,920 人（令和 3(2021)年 6 月現在）の外国籍住民が居住していますが、就職や職場において不利な処遇を受けたり、賃貸住宅等への入居を断られたりしています。また、民族名では生活しづらいことから日本名を使用せざるを得ないことなどの問題もあります。

国籍別では、特に韓国・朝鮮籍住民が最も多く、その数は減少を続けているものの、外国籍住民の約半数を占めており、その多くは、従来から国内に生活の本拠を有する旧植民地出身者である特別永住者<sup>※23</sup>です。

歴史的経緯に対する理解不足等から差別的言動（ヘイトスピーチ）や結婚・入居等に際しての差別が問題となっており、意識調査<sup>※24</sup>においても、結婚しようとする相手が韓国・朝鮮人であった場合、「結婚しない」と答えた割合が 35.8%となっています。また、賃貸住宅等への入居にあたり、外国籍住民が入居を断られている事実を「問題がある」と答えた割合は 30.0%となっています。そのため、今後も差別解消に向けた取組を進める必要があります。

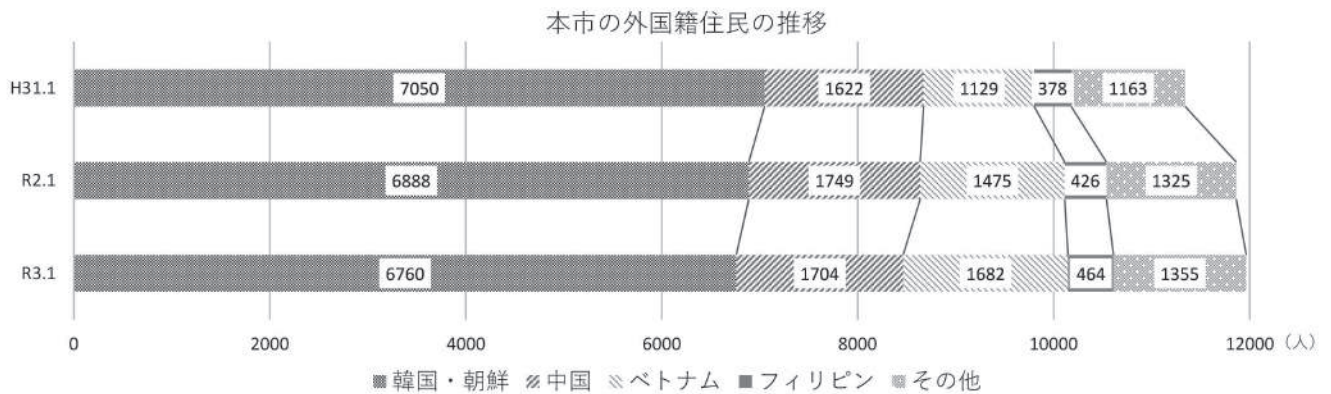
なお、本市の職員採用においては、昭和 49(1974)年度採用向けの職員採用試験から国籍条項を撤廃しており、外国籍住民についても受験可能としています。

また、近年では、新たな外国籍住民が増加しています。今後、さまざまな民族が増加することも考えられます。在留資格は、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在など多岐にわたりますが、特に、技能実習のベトナム籍住民の増加が顕著です。

<sup>※22</sup> ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について定め、推進することを目的に平成 28(2016)年に制定された法律

<sup>※23</sup> 特別永住者：「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」（平成 3(1991)年 11 月 1 日施行）に定められた“在留資格”を有する人。第二次世界大戦中、占領下で日本国民とされた在日朝鮮人や台湾人は、サンフランシスコ平和条約（昭和 27(1952)年）で朝鮮半島や台湾等が日本の領土でなくなったことによって日本国籍を喪失した。その在日朝鮮人や台湾人とその子孫は、現在では“特別永住許可申請”に基づき日本への永住が許可されている。

<sup>※24</sup> 意識調査：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載



改正出入国管理及び難民認定法に伴う新たな在留資格「特定技能」が設けられたことを受け、令和元(2019)年度に市内の事業者へ外国人労働者の活用に関する意識調査を実施したところ、今雇用していない事業者のうち、今後の外国人労働者の雇用について検討している企業は全体の56.4%にものぼり、今後も外国人労働者の増加が見込まれます。

そのため、外国人も含め、労働者が安心して働き、能力を活かせる労働環境づくりが必要です。

また、外国籍住民は、言語や文化・習慣の違いによって情報収集や他者との交流が少なくなり、孤立や必要な行政サービスが受けられない等の事態に陥りがちです。

本市では、令和2(2020)年に、行政窓口へ電話通訳とテレビ通訳を整備したところですが、外国籍住民が安心して暮らし働くためには、必要な情報を得やすくすることや気軽に相談できる体制整備、日本語習得への支援、地域住民とつながり交流できるようにすることが必要であり、さらなる取組が求められます。

また、外国籍住民と日本人とがともに生きる多文化共生社会の実現のためには、日常生活の中で異なる歴史や文化、生活習慣、価値観などの多様性を受け入れ、互いに尊重する気持ちを育む必要があります。

## 今後の方向性

- ・外国籍住民のさまざまな背景や歴史的経緯を踏まえつつ、多文化共生施策を進めます。なお、取組を進めるにあたっては、外国籍住民の母国の文化や価値が尊重されるよう留意します。
- ・外国籍住民が地域住民と交流する場づくりに取り組みます。
- ・公共施設におけるヘイトスピーチの防止に向け、その手法を検討するとともに、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視するインターネット差別書き込みモニタリング事業を引き続き実施します。また、ヘイトスピーチは許されない行為であるとの認識が広く市民に浸透するよう啓発を行っていきます。
- ・必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、多言語での情報発信に努めるとともに、外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備します。
- ・日本語を学びたい外国籍住民の国籍が多様化し、日本語能力に差がみられるため、日本語ボランティアのスキルアップ及びネットワークの強化を図り、日本語教室の定着と発展を目指します。また、母国の文化や言語等の教育を行う民族学校への支援にも引き続き取り組みます。
- ・外国人労働者に関しては、互いに安心して働き、能力を活かせる環境づくりの支援に取り組みます。
- ・多文化共生の必要性や意義について全庁的な周知・啓発を図るとともに、庁内及び尼崎市国際交流協会等の関係団体との連携強化を図ります。



## 「ヘイトスピーチと表現の自由」

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員：朴一

戦後、日本では憲法で表現の自由が保障され、言論や出版の自由があたりまえの権利として認められている。しかし、世界には表現の自由が認められていない国がたくさんある。言論の自由が制約されている中国や北朝鮮のような権威主義国家では、政治・経済・文化などさまざまな領域で表現の自由は認められていない。人が自由に発言し、異なる意見をぶつけあうことができるのは、ある意味で健全な民主主義の証である。

しかし、「言論や出版など一切の表現が保護される」（憲法 21 条）からとって、異なる人種や民族を差別・侮蔑する表現の自由まで保護されるべきなのか。

こうした「ヘイトスピーチ（異なる人種に対する憎悪表現）」規制をめぐる「表現の自由」への懸念の問題は、この 10 年、司法の場で繰り返し議論されてきた。「表現の自由」とヘイトスピーチをめぐる司法の対応には、刑事と民事で温度差が見られる。2017 年、京都の朝鮮学校周辺で、在日特権を許さない会（以下、在特会）のメンバーが拡声機で「キムチ臭い」、「朝鮮半島へ帰れ」「朝鮮学校は日本人を拉致した」などとヘイトスピーチを繰り返したことをめぐる刑事裁判で、一審京都地裁は、「朝鮮学校は日本人を拉致した」という被告人の発言を「北朝鮮の拉致事件の事実関係を明らかにする目的で行為に及んでおり、公益目的があった」として、罰金 50 万円と比較的軽い刑を言い渡した。学校側は 1 審判決に強い不満を抱き「被告の言動は人種差別が目的。公益性は認められるべきでない」と主張、被告の行動は差別目的と認定しなおすように大阪高裁に提出した。これに対し、被告側は「別の朝鮮学校の校長が拉致事件に関与したのは事実」とし、無罪を主張した。大阪高裁の裁判長は罰金 50 万円の一審地裁判決を支持し、被告の控訴を棄却した。控訴審判決後、朝鮮学校側は「司法は役割を放棄した」と反発する一方、被告側も「発言の萎縮につながる」とし、最高裁に上告、被害者と被告側の双方が裁判所の判決を強く批判する結果となった。

一方、民事訴訟はヘイトスピーチに厳しい姿勢を示してきた。在特会のメンバーが朝鮮学校周辺でヘイトスピーチを行ったことをめぐる京都地裁の訴訟では、在特会側は「拉致事件を明らかにする」公益目的があったと主張したが、2013 年の地裁判決は「在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図があった」として不法行為を認定し、在特会側に計 1200 万円の高額賠償を命じる判決を言い渡した。

司法の場で表現の自由とヘイトスピーチ規制の線引きをめぐる綱引きは今後も続くだろう。表現の自由は公共性をもてばもつほど尊重されなければならないが、そのために外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長するヘイトスピーチが許されるはずはない。ヘイトスピーチは被害者に回復できない心の傷をおわせ、さらに民族差別を広げる可能性があるからだ。ヘイトスピーチ対策法の 4 条（2016 年 6 月施行）に書かれているように、国や自治体はこうした差別的言動の解消に向けた施策を実施する必要がある。今、少子・高齢化の時代を迎え、日本籍住民だけが住みやすい街づくりだけでなく、外国籍住民も住みやすい街づくりが国や自治体に問われている。

## 7 性的マイノリティ（関連する計画：尼崎市男女共同参画計画）

### 国や各自治体の動き

国においては、平成 16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合について戸籍上の性別記載を変更することが認められるようになりました。また平成 29(2017)年には「男女雇用機会均等法」に基づく「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」では、被害者の性的指向・性自認にかかわらず、性的な冗談やからかい、性的な内容の情報を流布することなどがあればセクハラに該当することが明記されています。そして令和 2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」が施行され、あわせて「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワハラ指針）」により、性的指向・性自認に関するハラスメント（SOGIハラ）及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウトティング（本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること）もパワー・ハラスメント<sup>※25</sup>とみなされるようになりました。

なお、アウトティングについては、パワー・ハラスメントだけでなく、個人の人格権やプライバシー権などを著しく侵害するものであり許されない行為である旨を判示した裁判例があります。

国内の自治体では、平成 27(2015)年 10 月に渋谷区が、同性間においてパートナー関係であることを証明するパートナーシップ証明の交付制度を導入して以降、兵庫県内では平成 28(2016)年 6 月に宝塚市、令和元(2019)年 10 月に三田市が制度を導入するなど、性的マイノリティ（LGBT）施策が全国的に推進されています。

### 市のこれまでの動きと課題

意識調査<sup>※26</sup>では、性的マイノリティの人権に関して、「周囲の偏見を恐れ、誰にも相談できないこと」や「学校や職場でいじめや嫌がらせを受けること」が、特に問題があると答える割合が高くなっています。

本市においては、性的マイノリティへの理解を深めるための啓発や公文書における性別記載欄の見直しに取り組み、令和 2(2020)年 1 月には、一方または双方が性的マイノリティである二人が互いをパートナーとして宣誓するパートナーシップ宣誓制度<sup>※27</sup>を導入しました。

※25 パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。略してパワハラ。

※26 意識調査：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。詳細は尼崎市ホームページに掲載

※27 パートナーシップ宣誓制度：互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人に対して、パートナーシップの宣誓書受領証の交付を市が行うもの。

※パートナーシップの宣誓者等に適用できるサービスの例

- ・公的サービス：市営住宅入居者の資格要件の適用。
- ・民間サービス：携帯電話の家族割サービスや飛行機の家族間共有のマイルの適用など。



## 「LGBT」とは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われています。

L(レズビアン)	女性を好きになる女性
G(ゲイ)	男性を好きになる男性
B(バイセクシュアル)	男女どちらも好きになる人
T(トランスジェンダー)	出生時に割り当てられた性とは違う性を生きる人、生きようとする人

※性的マイノリティはLGBTだけではなく、LGBTXやLGBTQと表現する場合があります。

## 「SOGI」とは

ソジまたはソギという。

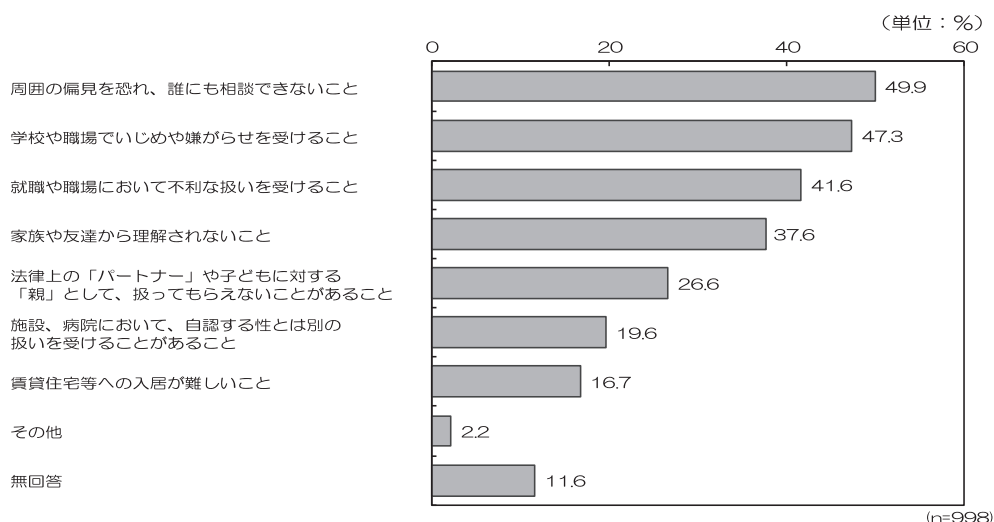
人にはそれぞれの性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)があり、LGBTを含む性の多様性を表す考え方として、それぞれの頭文字を取ったSOGIという概念が広がっています。

性的指向(Sexual Orientation)	どのような性別の人を好きになるか。
性自認(Gender Identity)	自分の性をどのように認識しているか。

また、性的マイノリティの中には子どもの頃から自分の性的指向が周囲と異なることで不安になったり、身体の性に違和感を持ったり、家庭や学校生活の中でさまざまな悩みや生きづらさを感じたりすることも少なくないことから、子どもの自己肯定感が損なわれることのないよう、子どもはもちろん、保護者への支援や啓発、教員等の研修に取り組む必要があります。

## 性的マイノリティの人権についての問題意識（意識調査）

【質問】性的マイノリティ（少数者）の人権に関して、特に問題があると思われるのは。（複数回答可）



## 今後の方向性

- ・学校や社会生活における性的マイノリティの孤立を防ぐには、当事者だけでなく家族等近い人の理解も必要です。そのため、当事者及び家族等近い人が、気軽に相談できたり正しい情報が得られたりするための施策を推進します。
- ・性的マイノリティへの理解を促進するために、ジェンダー平等の視点も意識した教育・啓発を、あらゆる場面において行うとともに、アライ（理解し、支援する人）を増やすための施策を推進します。
- ・性的マイノリティの中には外出先でトイレを利用する際に周囲の視線が気になるなど困難を感じる場合があるため、性別に関係なく安心して利用できるトイレの整備（表示）に努めます。
- ・性の多様性を尊重する機運の醸成を図るため、市職員一人ひとりが、性的マイノリティへの理解と関心をさらに深められるよう職員研修を実施します。



## 8 さまざまな人権問題

これまで挙げた人権問題のほかに、以下に記載するさまざまな人権問題があります。

また、これら以外の問題や今後社会経済情勢の変化などから新たに生じる人権問題についても、その課題を認識し、状況に応じた取組を進めます。

### (1) HIV感染者など

エイズなどの感染症に対する誤った知識・認識、偏見から生じている人権問題があります。

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染により免疫力が低下し発症しますが、感染経路が限られているので、正しい知識とそれに基づく個々の行動により、多くの場合、HIVの感染を予防することができます。また、HIV感染症は慢性感染症であり、近年の医学の進歩により、早期治療を開始したHIV感染者は健常者と同等の生活を送ることができ、また、さまざまな支援体制も整備されつつあります。

本市では、HIV等の性感染症などの感染症に関する講演会の開催等の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き、啓発に努めます。

### (2) ハンセン病患者など

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気ですが、感染力が弱く発症は極めてまれで、容易に治癒する病気です。しかし、ハンセン病患者に対しては平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、法律によって施設入所を強制する国の隔離政策が採られ、感染者や回復者、家族は病気を忌避する偏見と差別意識の中で厳しい人権侵害を受けてきました。また、長期間の施設入所や高齢化のため社会復帰が困難な状況にあります。

そのため、その解決の促進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体の責務等を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21(2009)年に施行され、令和元(2019)年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

ハンセン病に対する正しい知識の周知及び患者、元患者、患者家族などに対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

### (3) 新型コロナウイルス感染症など

令和2(2020)年においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により多くの人々の命と暮らしが脅かされています。感染拡大防止のために、外出自粛要請や休業要請、学校の休校などの措置がとられていますが、こうした対策により、DV被害者や、虐待を受けている子どもなど家にいること自体がマイナスになる人々もいます。また、収入の減少や失業等による貧困、高齢者の孤立、外国人や障害者も含め情報弱者に情報が行き届かないなど、さまざまな人権問題が顕在化しています。

さらに、未知のウイルスに対する恐れや感染の不安から感染者のプライバシーや不確かな情報をインターネット上で拡散して攻撃したり、不確かな情報をもとに第三者を感染者であると決めつけ、排除しようとする言動が見られています。また、医療従事者等への誹謗中傷などの人権侵害もおきています。

感染症の撲滅は難しく、また新たな感染症の発生、流行の可能性も否定できないことから、誰も

が罹患する可能性があります。

そのため、市民が正しい知識や正確な情報によって感染症に基づく病気を「正しく恐れる」ことができ、人権侵害や差別をしないよう、正しい情報の周知や啓発に取り組みます。

#### (4) 刑を終えて出所した人など

---

刑を終えて出所した人に対しては、就職や住居の確保が困難になったり、悪意のある噂や地域社会からの拒否的な感情など、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況にあります。

また、本人だけでなく、その家族や親族も地域社会や職場などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えた人が、社会復帰を実現し社会の一員として円滑な生活を営めるようにするためには、本人の強い更生意欲と合わせて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

本市では、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等の更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの更生保護活動を支援するとともに、更生保護ボランティア、企業、学校等の協力のもと、社会を明るくする運動<sup>※28</sup>に取り組んでいます。今後も引き続き、市民の更生保護にかかる意識向上に努めます。

南部・北部保健福祉センターにおいては、就職が困難な場合には、就労支援を行うとともに、住居確保が困難な場合には社会福祉協議会による貸付や生活保護を案内しています。また、障害のある人、高齢者などの社会的支援を必要とする人については、再犯防止と地域生活への定着支援に向けて、個々の希望や状況に応じた福祉施策につなげています。今後も引き続き、社会復帰の支援に努めます。

#### (5) 犯罪被害者など

---

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や財産を奪われるなどの被害に加え、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的な負担、あるいは周囲の人達のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等の被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。

そのため、平成 17(2005)年には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められ、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護が図られるようになってきました。

本市では、平成 27(2015)年に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、見舞金の支給などの支援を行っています。今後も引き続き、犯罪被害者等に対する早期の支援を行うとともに、犯罪被害者等の置かれている状況についても市民の理解が得られるよう周知に努めます。

#### (6) アイヌの人々

---

アイヌの人々は、アイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有していますが、近代以降の同化政策等により、固有の文化を否定され、差別を受けてきました。

平成 9(1997)年には北海道旧土人保護法が廃止され、アイヌ文化振興法が制定されました。その後「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択を契機にこれまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けた取組が行われています。令和元(2019)年にはアイヌの人々が民族とし

---

<sup>※28</sup> 社会を明るくする運動…法務省が主唱する、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な啓発運動

ての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現するため「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が制定・施行されました。

アイヌの人々が置かれている現状や先住民族としての歴史、文化、伝統に関する市民理解の促進に努めます。

## **(7) ホームレス**

---

失業や倒産、病気やケガなどが原因でホームレスとなった人々の中には、偏見や差別の対象になる人が少なくありません。

こうした中、平成 14(2002)年には「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、平成 15(2003)年には「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定され、数回の見直しが行なわれた後、平成 29(2017)年に法の期限が延長されたことにより、平成 30（2018）年に改めて基本方針が策定されています。

ホームレスの自立を図るには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた地域社会の理解と協力が必要です。本市においては、市内に居住するホームレスの人数を毎年調査していますが、ホームレス問題は経済・雇用情勢の悪化に伴う倒産・失業といった社会、経済的な要因に加え、病気・障害・少子高齢化・核家族化などのさまざまな要因が複雑に関係しており、市だけでは解決が困難であることから、国や県の支援施策等を踏まえ、支援方針を定めていきます。

## **(8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者**

---

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。

北朝鮮当局による拉致は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害です。その解決に向けて、平成 18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、国は毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であることから、その関心と認識が深まるよう、国、県などとも連携し啓発に取り組みます。

啓発等に当たっては在日韓国・朝鮮籍住民など朝鮮半島にルーツを持つ人たちへの差別を生まない対応が必要です。

## **(9) 見た目問題**

---

「見た目問題」については、現在、法律等での定義はありませんが、顔や身体に、先天的または病気やケガなどの後天的な理由で見た目（外見）に特徴的な症状（アザ、傷痕、変形、麻痺、脱毛など）がある人たちが、「見た目」を理由とする差別や偏見に直面する問題です。

「見た目に問題がある」ということではなく、「見た目を理由とする差別や偏見などによって生じる問題」のことです。

こうした「見た目問題」についても啓発に取り組みます。